

シルバー派遣事業

人手不足を支援する、シルバー派遣事業を活用しませんか？



臨時的かつ短期的、または軽易な業務で
幅広い職種及びスタイルに対応！

短期的にちょっと
人手が足りない…

この仕事だけ臨時的に
頼めないかなあ

あ、そうだ！
シルバー派遣があったわ

シルバー派遣事業とは

- 高年齢者雇用安定法及び労働者派遣関連法に基づき運営される事業です。
- シルバー人材センター連合(派遣元事業主)と、各地域のシルバー人材センター(実施事業所)が契約に基づき、シルバー人材センター会員を派遣します。
- 会員1人あたりの就業範囲は「**臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務**」と定められています。
※臨短業務は概ね月10日程度、軽易な業務は週20時間未満が目安です。
- 60歳以上の高齢者向きで安全な業務に限ります、直接指示が必要な補助的作業なども含め、**幅広い業務・職種に対応**しています。

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は、法令により派遣を行うことができないこととなっています。